

（宛先）みなと保健所長

令和6年8月2日

変更届の作成日

住所 東京都港区芝公園〇丁目〇番〇号

開設者

氏名 医療法人社団〇〇会

理事長 港 太郎

電話番号 03(1234)XXX1

ファクシミリ番号 03(1234)XXX2

〔法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所又は助産所開設許可（届出）事項一部変更届

開設許可（届出）事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称	みなと〇〇診療所
2	開 設 の 場 所	東京都港区三田〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1階△号 電話番号03（6400）XXX1ファクシミリ番号03（6400）XXX2
3	開設許可（届出）年月日及び番号	令和5年3月20日 4 港み生医第〇〇〇〇号
4	変更した理由及び年月日	患者数増大のため 令和6年8月1日
5	変更事項	診療日時
	変 更 前	月～金曜日 8：30～12：00、 14：00～17：00（休日：土日祝）
	変 更 後	月～金曜日 8：30～12：00 13：00～17：00（休日：土日祝）

添付書類 1 管理者交代の場合は、免許証の写し及び職歴書

2 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図（縮尺200分の1以上）を添付すること。

3 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

（注1）平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって、同日以後に医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

（注2）平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、同日以後に歯科医師免許を受けたものは、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

個人開設：開設者本人の住所、氏名
法人開設：法人の本店所在地、法人名称、
代表者氏名を正確に記入します。
※診療所の所在地、診療所名ではありません。

個人開設：開設届の収受印に記載の収受番号
と収受年月日
法人開設：開設許可証に記載の許可番号と許
可年月日

見本のように、変更した事項について、変更
前の情報と、変更後の情報をすべて記入

○添付書類については手引きを参照してください。
○変更届は、いずれも事後の手续です。
○郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。（ただし、管理者変更など、医師免許証等の原本照合が必要なものは、郵送ではなく窓口で提出してください。）

令和6年8月2日

変更届の作成日

（宛先）みなと保健所長

開設者 住 所 東京都港区芝公園〇丁目〇番〇号

氏 名 医療法人社団〇〇会
理事長 港 太郎

電 話 番 号 03(1234)XXX1
ファクシミリ番号 03(1234)XXX2

〔法人にあっては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所又は助産所開設許可（届出）事項一部変更届

開設許可（届出）事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称	みなと〇〇内科クリニック
2	開 設 の 場 所	東京都港区三田〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1階△号 電話番号03 (6400) XXX1ファクシミリ番号03 (6400) XXX2
3	開設許可（届出）年 月日及び番号	令和5年3月20日 4 港み生医第〇〇〇〇号
4	変更した理由及び年 月日	内科であることを名称でわかるようにするため 令和6年8月1日
5	変更事項	名称
	変 更 前	みなと〇〇診療所
	変 更 後	みなと〇〇内科クリニック

個人開設：開設者本人の住所、氏名
法人開設：法人の本店所在地、法人名称、
代表者氏名を正確に記入します。
※診療所の所在地、診療所名ではありません。

診療所名称や開設の場所（移転ではなくビル
名等の変更）を変更したときは、
変更後の情報を正確に記入します。

個人開設：開設届の収受印に記載の収受番号
と収受年月日
法人開設：開設許可証に記載の許可番号と許
可年月日

- 添付書類
- 1 管理者交代の場合は、免許証の写し及び職歴書
 - 2 病室の定床数が減少する場合には、変更前と変更後の平面図（縮尺
200分の1以上）を添付すること。
 - 3 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し

（注1）平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前
に医師免許の申請を行った者であって、同日以後に医師免許を受けたものは、
医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正
法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規
定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定に
よる登録を受けた者とみなす。

（注2）平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ
以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、同日以後に歯科医師免許を受
けたものは、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第
5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の6第
1項の規定による登録を受けた者とみなす。

○添付書類については手引きを参照してください。

○変更届は、いずれも事後の手續です。

○郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。（ただし、管理者変更など、医師免許証
等の原本照合が必要なものは、郵送ではなく窓口で提出してください。）